

琉球臨時中央政府

公報

主要目次

規則	頁
○工務局出張所並に機械工場組織規則	一
○勞務事務所設置規則	二
○企業免許地方事務所及び出張所規則	三
○財政局会計所組織規程中一部改正	四
○統計支局設置規則	五
○運輸支局組織規則	六
○那覇商港港務所組織規則	六
○厚生局会計所組織規則	八
○法務支局組織規則	八
○検事局組織規則	八
○登記所組織規則	八
○中央土地事務所組織規則	八
○刑務所組織規則	九
○商工支局組織規則	十
○小賣物價統計調査施行規則中一部改正	十
○消費者價格統計調査施行規則中一部改正	十
○勞働力調査規則中一部改正	十
○駐日貿易代表事務所組織規則	十一
○琉球度量衡檢定所組織規則	十二
○大島染色指導所組織規則	十二
告示	
○森林法第二十二條の規定による代表者	十三
○「旅客の携帯輸入する砂糖」の量の限度	十三
布令	
○傳染病の取締について	十三
○看護婦養成学校法	十三
○病院及び診療所に関する法	十三
○琉球列島嶺山試掘及び採掘權法	十三

規則

琉球臨時中央政府規則第五號の二
工務局設置法を施行する為工務局出張所並に機械工場組織規程を次のように定める
一九五二年三月十五日
琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

第一章 總則

第一條 琉球臨時中央政府工務局設置

名稱 位置 管轄區域

沖繩北部 名護町

名護町、恩納村、屋部村、屋我地村、羽地村、國頭村、大宜味村、東村、本部町、上本部村、今歸仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、金武村、久志村、宜野座村、宜野浦村、浦添村、西原村、中城村、北中城村、嘉手納村、北谷村、読谷村、越來村、石川市、

沖繩中部 宜野湾村

宜野湾村、嘉手納村、北谷村、読谷村、越來村、石川市、

沖繩南部 那覇市

那覇市、首里市、真和志村、小祿村、南大東村、北大東村、糸満市、豊見城村、兼城村、高嶺村、三和村、中城村、東風平村、玉城村、渡名喜村、渡嘉敷村、座間味村、東風平村、佐敷村、知念村、大里村、

奄美 名瀬市

名瀬市、三方村、大和村、宇檢村、西方村、鎮西村、久米村、古仁屋町、住用村、竜郷村、笠利村、喜界町、早町、和泊町、龜津町、東天城村、天城村、伊仙村、知名町、

宮古 平良市

平良市、城邊町、下地村、伊良部村、上野村、多良間村、八重山 石垣市、大浜町、竹富町、與那國町、

第三條 工務局出張所には出張所長の

外必要な職員を置く。

2 工務局出張所長は所管業務について各主管課長の指揮を受け当該出張所の事務を掌理し所屬の職員を指揮監督する。

第四條 工務局出張所は左の事務を

法（一九五二年一月二十三日立法第十一號）第十一條及び第九條の規定による工務局出張所並に機械工場の組織はこの規則の定めるところによる。

2 出張所長並びに機械工場長はこの規則の定めるところの外工務局長の認可を得て、当該出張所並に機械工場の執務細則を定めることができる。

第二章 工務局出張所

第二條 工務局各出張所の名稱、位置及び管轄區域は次の通りとする。

四、その他工務局長が指示すること

第三章 工務局機械工場

第五條 工務局機械工場の名稱は工務局那覇機械工場と称し、これを那覇市に置く。

第六條 工務局機械工場には工場長の外必要な職員を置く

2 工務局機械工場長は所管事務について主管課長の指揮を受け機械工場の事務を掌理し所屬職員を指揮監督する

第七條 工務局機械工場は左の事務を掌る

(一) 機械及びその附屬備品の修理製作に関すること

(二) その他工務局長が指示すること

附則

この規程は一九五二年三月十五日からこれを適用する

琉球臨時中央政府規則第五號の三
總務局設置法第十二條により勞務事務所設置規則を次のように定める
一九五二年三月二十一日
琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

勞務事務所設置規則

第一條 琉球臨時中央政府總務局設置法（一九五二年立法第十號）第十二條の規定による勞務事務所及びその出張所（以下勞務事務所及び出張所という）の組織はこの規則の定めるところによる。

第二條 勞務事務所及び出張所の名稱

位置及び管轄区域は別表の通りとする。

第三條 労務事務所は、左の事務をつかさどる。

一、軍需労働者の登録及び証明書の発行に関すること。

二、軍需労働者に関する調査研究及び建議に関すること。

三、軍需労働に関する管理の補助に關すること。

四、職業の紹介、指導、輔導その他労働需給の調整に関すること。

五、職業行政の資料に関すること。

六、職業の相談に関すること。

2 労務事務所の出張所は、前項第四號から第六號までの事務を分掌する。

第四條 労務事務所及び出張所には、所長を置く外必要な職員を置くことができる。

第五條 労務事務所長は、総務局長の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第六條 労務事務所の出張所長は、労務事務所長の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第七條 労務事務所長及び出張所長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

第八條 労務事務所及び出張所の行ふ事務の細目は総務局長が定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

(別表)

名 称	位 置	管 轄 区 域
労務事務所	沖縄那覇市	琉球列島一圓
労務出張所	沖縄那覇市	那覇市、真和志村、小祿村、豊見城村、高嶺村、糸満町、三和村、渡嘉敷村、座間味村、仲里村、具志川村、渡名喜村、栗園村、南大東村、北大東村
労務出張所	沖縄那覇市	與那原町、西原村、大里村、東風平村、南風原村、佐敷村、知念村、玉城村、具志頭村
労務出張所	沖縄那覇市	浦添村、宜野湾村、北谷村、嘉手納村、読谷村、越来村、美里村、北中城村、中城村
労務出張所	沖縄那覇市	具志川村、勝連村
労務出張所	沖縄那覇市	具志川村、恩納村、金武村
労務出張所	沖縄那覇市	石川市、久志村
労務出張所	沖縄那覇市	名護町、羽地村、屋部村、大宜味村
労務出張所	沖縄那覇市	東村、國頭村、屋我地村
労務出張所	沖縄那覇市	本部町、上本部村、伊江村、今帰仁村
労務出張所	沖縄那覇市	伊平屋村、伊是名村
労務出張所	沖縄那覇市	奄美群島一圓
労務出張所	宮古郡島	宮古群島一圓
労務出張所	宮古郡島	平良市
労務出張所	八重山郡島	八重山群島一圓
労務出張所	八重山郡島	石垣市

琉球臨時中央政府規則第五號の四

総務局設置法第十一條による企業免許地方事務所及び企業免許出張所規則

一九五二年三月二十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比 嘉 秀 平

企業免許地方事務所及び出張所規則

第一條

琉球臨時中央政府総務局設置法(一九五二年立法第十號)第十一

処理並びに免許証の発行をするこ

三、企業免許証の交付並びに手数料の徴収をすること

四、企業免許に関する統計資料の作成をすること

五、出張所の指導監督をすること

六、無免許業者の調査並びにその処置をすること

七、その他企業免許事務所の指示する事項

第四條 出張所においては、左の事務をつかさどる

一、企業免許に関する実地調査をすること

二、企業免許申請書の經由進達並びに意見書を作成すること

三、企業免許証の交付並びに手数料の徴収をすること

四、無免許業者の調査並びにその処置をすること

第五條 地方事務所には地方事務所長の外必要な職員を置く

第六條 地方事務所長は、上司の指揮監督を受け所管事務を処理調整し部下職員の服務について監督する。

第七條 出張所には企業免許事務所又は地方事務所から職員を派遣駐在せしめる。

附 則

この規則は公布の日から施行する

所屬名		位 置	位 置	出張所名	位 置	管 轄 区 域
企業免許 事務所	企業免許奄美 地方事務所	名瀬市				名瀬市、三方村、大和村、宇檢村、西方村、 奥久村、鎮西村、古仁屋町、住用村、竜郷村、 笠利村、喜界町、早町村、天城村、東天城村、 龜津町、伊仙村、和泊町、知名町、與論村
	企業免許宮古 地方事務所	平良市				平良市、城邊町、 下地町、伊良部村、 上野村、多良間村
	企業免許八重 山地方事務所	石垣町				石垣市、大浜町、 竹富町、與那國町
	企業免許 糸満出張所	糸満町				糸満町、仲里村、具志川村、栗國村、渡名喜 村、座間味村、渡嘉敷村、三和村、高嶺村、 兼城村、東風平村、具志頭村
	企業免許 越來出張所	越來村				越來村、美里村、北谷村、 北中城村、中城村、嘉手納村
企業免許 出張所	具志川出張所	具志川村				具志川村、與那城村、勝連村
	企業免許 石川出張所	石川市				石川市、恩納村、金武村、宜野座村 久志村、読谷村
	企業免許 名護出張所	名護町				名護町、羽地村、大宜味村、國頭村、東村、 屋我地村、屋部村
企業免許 本部出張所		本部町				本部町、上本部村、今帰仁村 伊江村、伊平屋村、伊是名村

琉球臨時中央政府規則第七號
財政局かい庁組織規程（一九五一年
十二月一日規則第八號）の一部を改
正する規程を次の通り定める
一九五二年三月二十六日
琉球臨時中央政府行政主席
比嘉秀平
財政局かい庁組織規程（一九
五一年十二月一日規則第八號）
の一部を改正する規程

第一章を次のとおり改める。
第一章 總 則
（この規程の目的）
第一條 この規程は、財政局設置法
（一九五一年立法第一號以下「法」
という。）を施行するため、財政局
かい庁の組織所掌事務の範囲等の細
目を定めることを目的とする。
2 この規程に定めるものゝ外、事務
分掌その他組織の細目は、税関長及
び税務署長並びに支局長が財政局長
の承認を経てこれを定める。
第三章を次のとおり改める。
第三章 支 局
（支局の所掌事務）
第十六條 支局においては、左記の事
務をつかさどる。
一、支局の所管に属する行政財産及
び物品の管理に關すること
二、各支局及び各かい庁の示達猶豫

算會計及び支拂に關すること
三、各支局各かい庁の豫算の執行に
關し報告の聴取実地監査及び指示
に關すること
四、各支局各かい庁の認証官、用度
官の監督に關すること
五、一件に付総額五千円を超えない
前金拂、概算拂の承認に關するこ
と
六、諸証憑書類の検査に關すること
七、各支局各かい庁の普通財産の管
理をする
八、在外資産調査および資料蒐集に
關すること
九、其他特に財政局長から委任命令
をうけたもの
（名称、位置及び管轄区域）
第十七條 支局の名称、位置及び管轄
区域は別表一の通りとする。
（職員）
第十八條 支局には支局長の外必要な
職員を置く。
（支局長）
第十九條 支局長は、支局の事務を統
轄し職員の服務について、これを統
督する。
第三章の次に次の一章を加える。
第四章 税 務 署
（名称、位置及び管轄区域）
第二十條 税務署の名称、位置及び管
轄区域は別表二の通りとする。
（職員）
第二十一條 税務署には税務署長の外
必要な職員を置く
（税務署長）

第二十二條 稅務署長は、稅務署の事務を統轄し職員の服務について、これを統督する。

(稅務署の分課)

第二十三條 稅務署に左の三課を置く

總務課

直稅課

間稅課

(分課の長)

第二十四條 前條の課には課長を置く

(課長の職責)

第二十五條 課長は稅務署長を助け各課の所掌事務を處理し職員の服務について監督する。

(總務課の事務)

第二十六條 總務課においては左の事務をつかさどる

一、機密に關すること

二、署長の官印及び署印を管守すること

三、徵稅官吏章その他の証票を管理すること

四、稅務署の所掌事務に關し綜合調整を行うこと

五、公文書類を接受、發送、編集及び保存すること

六、內國稅の周知宣傳並びに納稅施設の普及、及び指導を行うこと

七、行政財産及び物品を管理すること

八、政府稅の徵收及び滯納処分を行うこと

九、稅外諸收入を徵收すること

十、滯納処分に係る再調査、審査及び訴訟に關すること

十一、拂戻し及び過誤納金の還付に關すること

十二、庁中を取締ること

十三、稅理士に關すること

十四、前各號に掲げるものゝ外稅務署の事務で他課の所掌に屬さないものを行うこと

(直稅課の事務)

第二十七條 直稅課においては、左の事務をつかさどる

一、直接稅の賦課及び減免に關すること

二、直接稅の課稅標準の調査、検査及び犯則の取締に關すること

三、登録稅に關すること

四、直接稅に係る再調査、審査及び訴訟に關すること

(間稅課の事務)

第二十八條 間稅課に於ては左の事務をつかさどる

一、間接稅の賦課及び減免に關すること

二、間接稅の課稅標準の調査、検査及び犯則の取締に關すること

三、關稅の免除及び拂戻しに關する事務を行うこと

四、間接稅に係る再調査、審査及び訴訟に關すること

五、酒類、煙草の輸入業者若しくは製造業者又は販賣業者を監督すること

六、前號に掲げる業者の組織する團體を監督すること

前項第三號に掲げる事務については、稅關長の指揮監督を受けるものとする

附 則

この規程は、一九五二年四月一日から施行する

(別表一)

支局の名称、位置、及び管轄区域表

所屬局名	群島名	支局名	位置	管 轄 区 域
財政局	大 島	大 島	名瀬市	北緯二十九度以南の舊大島郡
宮 古	宮 古	平良市	舊宮古郡	
八重山	八重山	石垣市	舊八重山郡	

(別表二)

稅務署名称、位置、及び管轄区域表

所屬局名	群島名	稅務署名	位置	管 轄 区 域
沖 繩	那 覇	那 覇	那 覇 市	那 覇 市、首里市、及舊島尻郡(但し伊平屋村、伊是名村を除く)、舊中頭郡の中西原村、浦添村、舊中頭郡(但し西原村、浦添村を除く)
大 島	大 島	名 護	名 護 町	舊國頭郡及び伊平屋村、伊是名村
宮 古	宮 古	平良市	舊宮古郡	
八重山	八重山	石垣市	舊八重山郡	

琉球臨時中央政府規則第九號

琉球臨時中央政府行政主席統計局設置法(一九五一年立法第十四號)第十三條により地方支局設置規則を次の通り定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席 比 嘉 秀 平

統計支局組織規則

第一條 臨時中央政府行政主席統計局設置法(一九五二年立法第十四號)第十三條の規定による支局の組織はこの規則の定めるところによる。

第二條 支局の名称、位置及び管轄区域は別表のとおりとする。

第三條 1 支局には支局長の外必要な職員を置く
2 支局長は統計局長の指揮監督を受けて当該統計支局の事務並びにその權限に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する

第四條 支局は統計局長の指示する統計局の所掌事務の一部を分掌する
第五條 この規則に定めるものの外事務分掌その他の組織の細目は支局長が統計局長の承認を経て定める

別表 行政主席統計支局の名称位置及び管轄区域

行政主席統計局				局所屬
山重八	古宮	部南繩沖	部北繩沖	美奄
市垣石	市良平	市霸那	町護名	市瀬名
石垣市、大浜町、竹富町、與那國町	平良市、城邊町、下地町、上野村、伊良部村 多良間村	南風原村、伊平屋村、北大東村、南大東村、玉城村、知念村、仲里村、伊是名村、兼城村、三和村、高嶺村、東風平村、那覇市、中城村、嘉手納村、西原村、浦添村、北谷村、石川市、美里村、読谷村、嘉手納市、越来市、宜野湾市、名護市、國頭市、大宜味村、本部村、羽地村、屋我地村、今歸仁村、上本部村、本部村、金武村、伊江村、納村、久志村、宜野座村、金武村、伊江村	名瀬市、三方村、大和村、宇檢村、西方村、実久村、早町、住用村、龍郷村、天城村、伊喜界、早町、知名町、仙村、和泊町、知名町	名瀬市、三方村、大和村、宇檢村、西方村、実久村、早町、住用村、龍郷村、天城村、伊喜界、早町、知名町、仙村、和泊町、知名町

この規程は一九五一年十二月二十九日から適用する

附則
この規程は一九五一年十二月二十九日から適用する

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

琉球臨時中央政府規則第十號

琉球臨時中央政府運輸局設置法（一九五二年一月十九日）第十二條に基き運輸支局組織規則を左の通り定める

一九五二年三月三十一日

定めるところによる。

第二條 各支局の所在地並びにその管轄する区域は次の通りとする。

支局名	所在地	管轄区域
奄美支局	名瀬市	一九五二年二月二十七日附琉球列島米國民政府布令第六十五號、三十三、fの(1)に定められた区域
宮古支局	平良市	(3)に定められた区域
八重山支局	石垣市	(4)に定められた区域

第三條 支局に支局長以下必要な職員を置く。

2 支局長は運輸局長の指揮監督を受けてその所掌事務並びにその權限に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する

第四條 支局においては、左の事務をつかさどる。

一、支局の庶務會計に関すること
二、政府所屬の自動車輦（重機械を除く）の利用及び維持に関すること
三、海難審判及び海難審判委員会に關すること
四、船舶積量測反並びに登録および検査に關すること
五、船舶用品の検査に關すること
六、船舶用品、資材、燃料および油脂の補給の斡旋に關すること
七、造船、修繕、引揚、解体に關すること
八、船舶職員、海員、豫備員並びに水先人の登録に關すること
九、貨物の積載に關すること
十、船員手帳に關すること
十一、船員の養成就職の紹介その他船舶勞務に關すること

十二、船舶に對し必要ある場合の勸告、通報に關すること
十三、航海の制限禁止又は指定に關すること
十四、航行区域の制限に關すること
十五、その他航海の安全確保に關すること
十六、港湾内の公有水面の埋立、干拓に關する請願に係る具申副申に關すること
十七、港湾内の公有水面の埋立、干拓の管理並びに維持に關すること
十八、灯台その他航路標識の管理並びに維持に關すること
十九、灯台その他航路標識に關する請願に係る具申副申に關すること
二十、港湾および港湾施設の建設、改良に關する請願に係る具申副申に關すること
二十一、港湾および港湾施設の管理使用、並びに維持に關すること
二十二、入港料港湾施設の使用料金の徴收に關すること並びに料金の設定、變更に關する請願に係る具申又は副申に關すること
二十三、港湾運送事業の免許に關する事務に關すること

二十四、港灣運送事業者の登録、まつ消並びに書換に関する事
二十五、海事鑑定人の手帳交付に関する事
二十六、その他港灣に係る事務、又は工事、又は設計についての具申に関する事

二十七、陸上運輸業に係る免許、許可、認可等の事務に関する事
二十八、陸上運輸の発達改革および調整に関する事

二十九、陸上運輸路線に関する事
三十、自動車輦の検査並びに登録に関する事
三十一、その他陸上運輸に関する事

と
この規則は公布の日から施行する

附 則

この規則は公布の日から施行する

琉球臨時中央政府規則第十一號

琉球臨時中央政府運輸局設置法（一九五二年一月十九日立法第二號）第十一條並びに第十二條に基き那覇商港務所組織規則を左の通り定める

一九五二年三月三十一日
琉球臨時中央政府行政主席
比嘉秀平

那覇商港務所組織規則

第一條 琉球臨時中央政府運輸局（以下運輸局という）設置法（一九五二年一月十九日立法第二號）第十一條並びに第十二條による那覇商港務所（以下港務所という）の組織はこの規則の定めるところによる。

第二條 港務所を那覇商港に置く。

第三條 港務所に所長以下必要な職員を置く。

2 所長は運輸局長の指揮監督を受け、所管事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

第四條 港務所においては左の事務をつかさどる。

一、那覇商港内における船舶出入の調整および港内の整頓、安全その他商港内の取締に関する事
二、錨地の指定に関する事
三、商港施設の管理、維持並びにその使用に関する事
四、商港施設使用料金の徴収に関する事

琉球臨時中央政府規則第十二號
厚生局設置法（一九五二年一月二十二日立法第五號）第十條の規定により厚生局がい庁組織規則を次のとおり定める。

一九五二年三月三十一日
琉球臨時中央政府行政主席
比嘉秀平

厚生局がい庁組織規則
第一條 厚生局設置法（一九五二年一月二十二日立法第五號）第十條によるがい庁の組織は、この規則の定めるところによる。

第二條 がい庁の名称、位置および管轄区域は、別表の通りとする。

第三條 衛生研究所は、傳染病その他の特定疾病および食品衛生に関し左に掲げる事務又は事業をつかさどる施設とする。

一、病源および病因の検査並びに豫防、治療方法の研究および講習を行うこと。

二、豫防、治療および診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒剤、殺虫剤および殺鼠剤の生物学的検査、検定および試験的製造を行うこと。

三、食品衛生に関し細菌学および生物学的試験検査を行うこと。
四、その他豫防衛生に関し科学的検査研究を行うこと。

五、豫防衛生に関する試験研究の綜合調整を行うこと。

第四條 病院は医療を行い、あはせて医療の向上に寄與する施設とする。

2 病院は、その業務に差支へない限りその建物の一部、設備器械および器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

3 病院に看護婦および助産婦の養成所を設置することができる。

4 病院において看護婦および助産婦の再教育を行うことができる。

第五條 診療所は、外來患者の医療を行いあわせて医療の向上に寄與する施設とする。

第六條 療養所は、特殊の療養を要する者に対して医療を行いあわせて医療の向上に寄與する施設とする。

2 第四條 第二項の規定は、診療所および療養所に準用する。

第七條 保健所は、公衆衛生の向上および増進を図るための事務および事業をつかさどる施設とする。

第八條 検疫所は港外における検疫および防疫を行う施設とする。

第九條 民生事務所は住民生活の保護指導および災害救助その他住民の福祉の増進に関する事務および事業をつかさどる施設とする。

第十條 養老院は、老衰のため独立しては日常生活を営むことのできない要保護者を收容して生活援助を行うことを目的とする施設とする。

第十一條 盲聾院は、盲者（強度の弱視者を含む）又は聾啞者（強度の難聴者を含む）を入院させてこれを保護するとともに独立自営に必要な教育をする施設とする。

第十二條 教護院は不良行為をなし又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護するとともに、独立自営に必要な指導をする施設とする。

第十三條 養護院は、保護者のない児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護すると共に独立自営に必要な指導をする施設とする。

第十四條 各がい庁には、その長の外必要な職員を置く。
2 各がい庁の長は厚生局長の指揮監督を受け、所掌事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。
第十五條 各がい庁の内部組織その他必要な事項は、行政主席の承認を経て厚生局長が定める。
第十六條 各がい庁の長は、この規則の定めるものの外厚生局長の認可を得て当該がい庁の執務細則を定める

ことができる。

附 則

この規則は一九五二年四月一日から施行する。

(別 表)

厚生局かい庁の名称、位置、管轄区域

種 別

かい庁名

位 置

管 轄 区 域

衛生研究所

琉球衛生研究所

越 來 村

琉球一円

管 轄 区 域

病 院

胡 差 病 院

越 來 村

琉球一円

管 轄 区 域

名 護 病 院

名 護 町

琉球一円

管 轄 区 域

糸 満 病 院

糸 満 町

琉球一円

管 轄 区 域

首 里 病 院

首 里 市

琉球一円

管 轄 区 域

石 川 病 院

石 川 市

琉球一円

管 轄 区 域

琉球精神病院

金 武 村

琉球一円

管 轄 区 域

大島中央病院

名 瀨 市

琉球一円

管 轄 区 域

古 仁 屋 病 院

三 方 村

琉球一円

管 轄 区 域

石川病院

宜 野 座 村

琉球一円

管 轄 区 域

宜野座分院

宜 野 座 区

琉球一円

管 轄 区 域

津 堅 診 療 所

勝 連 村 津 堅 島

琉球一円

管 轄 区 域

伊 計 診 療 所

勝 連 村 伊 計 島

琉球一円

管 轄 区 域

久 志 診 療 所

久 志 村 久 志 区

琉球一円

管 轄 区 域

嘉 陽 診 療 所

久 志 村 嘉 陽 区

琉球一円

管 轄 区 域

伊豆見診療所

本 部 町 伊 豆 見 区

琉球一円

管 轄 区 域

奥 診 療 所

國 頭 村 奥 区

琉球一円

管 轄 区 域

保 健 所

奄 美 和 光 園

三 方 村

琉球一円

宮 古 南 静 園

平 良 市

琉球一円

金 武 保 養 院

金 武 村

琉球一円

宮 古 療 養 所

平 良 市

琉球一円

那 覇 保 健 所

那 覇 市

琉球一円

那 覇 保 健 所

那 覇 市

琉球一円

奄 美 保 健 所

名 護 町

琉球一円

宮 古 保 健 所

平 良 市

琉球一円

八 重 山 保 健 所

石 垣 市

琉球一円

那 覇 保 健 所

那 覇 市

琉球一円

奄 美 民 生 事 務 所

名 護 市

琉球一円

宮 古 民 生 事 務 所

平 良 市

琉球一円

八 重 山 民 生 事 務 所

石 垣 市

琉球一円

沖 繩 厚 生 園

首 里 市

琉球一円

沖 繩 盲 啞 学 校

首 里 市

琉球一円

沖 繩 職 業 学 校

首 里 市

琉球一円

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 老 院

奄 美 和 光 園

三 方 村

琉球一円

盲 啞 院

沖 繩 盲 啞 学 校

首 里 市

琉球一円

教 護 院

沖 繩 職 業 学 校

首 里 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

養 護 院

八 重 山 厚 生 寮

石 垣 市

琉球一円

琉球臨時中央政府規則第十三號
琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）に基き、法務支局組織規則を次のように定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉秀平

法務支局組織規則

第一條 琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）第十三條の規定による支局の組織は、この規則の定めるところによる。

第二條 法務支局の位置及び管轄区域は次の通りとする。

名 称 位置 管轄区域

奄美支局 名瀬市 奄美群島一円
宮古支局 平良市 宮古群島一円
八重山支局 石垣市 八重山群島一円

第三條 法務支局に支局長を置き、甲號職員をもつてこれに充てる。
支局長は、法務局長の指揮監督を受けて、当該法務支局の事務並びにその権限に属する事務を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

第四條 法務支局においては左の事務をつかさどる。

- 一、戸籍に関する事項
- 二、登記に関する事項
- 三、供託に関する事項
- 四、公証に関する事項
- 五、司法書士に関する事項
- 六、管内の法務局所屬機関の会計に関する事項
- 七、其の他法務局長の命ずる事項

第五條 支局長は、この規則の定めるものの外、法務局長の認可を得て、当該支局の執務細則を定めることができる。

附 則

この規則は、一九五二年一月三日から、これを適用する。

琉球臨時中央政府規則第十四號

琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）に基き、検事局組織規則を次のように定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉秀平

検事局組織規則

第一條 琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）第十七條第二項の規定による検事局の組織は、この規則の定めるところによる。

第二條 検事局は、那覇市に置く。

第三條 検事局に支部を置き、検事局の事務を分掌させる。

支部の名称及び位置は次の通りとする。

名 称 位置

検事局奄美支部 名瀬市
検事局宮古支部 平良市
検事局八重山支部 石垣市

第四條 検事は、検事局に属し、他の法令に特別の定めのある場合を除く外、琉球諸島の区域において法務局設置法第十六條に規定する職務を行う。

第五條 検事長は、その指揮監督する

検事の事務を自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の検事に取扱わせることができる。

第六條 検事局に書記課を設け、課長主任其の他の書記を置く。

第七條 課長及び主任は、甲號職員をもつて、これに充てる。

第八條 検事長は、この規則の定めるものの外、法務局長の認可を得て、検事局の執務細則を定めることができる。

附 則

この規則は、一九五二年一月三日から、これを適用する。

琉球臨時中央政府規則第十五條
琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）に基き登記所組織規則を次のように定める。

登記所組織規則

第一條 琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）第十三條に基き登記所組織規則を次のように定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉秀平

別 表

第一條 琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）第十三條に基き登記所組織規則を次のように定める。

別 表

名 称 位置 管 轄 区 域

那覇登記所 那覇市 那覇市、真和志村、小祿村、豊見城村、北大東村、南大東村
首里登記所 首里市 首里市、浦添村、西原村、宜野湾村、糸満登記所 糸満町 糸満町、兼城村、三和村、高嶺村、東風平村、具志頭村、粟國村、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村

與那原登記所 與那原町 與那原町、大里村、玉城村、佐敷村、知念村

條の規定による登記所の組織は、この規則の定めるところによる。

第二條 登記所の名称、位置及び管轄区域は、別表の通りとする。

第三條 登記所に所長を置き、甲号職員をもつてこれに充てる。

所長は、法務局長の指揮監督を受けて、所管事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

第四條 登記所に主任を置くことができる。

主任は、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、所長の職務を行う。

第五條 登記所においては、左の事務をつかさどる。

一、各種登記に関する事項
二、法令によつてその権限とされている事項

第六條 この規則に定むるものの外、法務局長は執務細則を定めることができる。

附 則

この規則は、一九五二年四月一日から、これを施行する。

久米島登記所 具志川村
前原登記所 具志川村
胡差登記所 越來村
石川登記所 石川市
名護登記所 名護町
本部登記所 本部町
名瀬登記所 名瀬市

南風原村
仲里村、具志川村
具志川村、勝連村、美里村、與那城村
越來村、読谷村、北中城村、嘉手納村、中城村、北谷村
石川市、恩納村、宜野座村、金武村、久志村
名護町、屋部村、羽地村、屋我地村、國頭村
大宜味村、東村
本部町、上本部町、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
名瀬市、三方村、龍郷村、住用村、大和村の一部

笠利登記所 笠利村
字檢登記所 字檢村
古仁屋登記所 古仁屋町
早町登記所 早町村
喜界登記所 喜界町
龜津登記所 龜津町
天城登記所 天城村
伊仙登記所 伊仙村
和泊登記所 和泊町
知名登記所 知名町
與論登記所 與論村
宮古登記所 平良市

八重山登記所 石垣市
石垣市、大浜町、竹富町、與那國町
多良間村
天城村、東天城村
伊仙村
和泊町
知名町
與論村
平良市、城邊町、下地町、上野村、伊良部村

琉球臨時中央政府規則第十六號
琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）に基き中央土地事務所組織規則を次のように定める
一九五二年三月三十一日
琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

中央土地事務所組織規則
第一條 琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七號）第十三條の規定による中央土地事務所（以下土地事務所という）の組織は、この規則の定めるところによる。
第二條 土地事務所を那覇市に置く。
2 土地事務所に所長を置き、甲号職員をもつてこれに充てる。

員をもつてこれに充てる。
3 所長は、法務局長の指揮監督を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
第三條 土地事務所に次長を置き甲号職員又は乙号職員をもつてこれに充てる。
2 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるとき又は欠けたときは、所長の職務を行う。
第四條 土地事務所においては、左の事務をつかさどる。
一、土地所有權の確認に関する資料の保管
二、土地測量並びに図面に関する事項
三、土地調査條例（一九五一年奄美群島條例第三十号）及びその他法令に基いてその權限とされている事項
第五條 土地事務所奄美支部を名瀬市に置き土地事務所の事務を分掌させる。
2 支部に支部長を置き甲号職員をもつてこれに充てる。
第六條 この規則に定めるものの外、法務局長は、執務細則を定めることができる。

附 則
この規則は一九五二年一月三日からこれを適用する。
琉球臨時中央政府規則第十七号
琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七号）に基き刑務所の組織規則を次のように定める。
一九五二年三月三十一日
琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

組織規則を次のように定める。
一九五二年三月三十一日
琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

刑務所組織規則
第一條 琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七号）第十三條の規定による刑務所の組織は、この規則の定めるところによる。
第二條 刑務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
沖繩刑務所	那 覇 市
大島刑務所	名 瀬 市
宮古刑務所	平 良 市
八重山刑務所	石 垣 市

第三條 刑務所に所長を置き、甲号職員をもつてこれに充てる。
所長は、法務局長の指揮監督を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
第四條 刑務所に次長を置き、甲号職員又は乙号職員をもつてこれに充てる。
次長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は欠けたときは所長の職務を代理する。
第五條 刑務所に、次の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。
庶務課 公文書類の接受発送及び保存名簿及び指紋並びに統計に関する事項
職員 職員の人事及び研修に関する事項
才入及び才出並びに領置品及び保

琉球臨時中央政府規則第十七号
琉球臨時中央政府法務局設置法（一九五二年立法第七号）に基き刑務所の組織規則を次のように定める。
一九五二年三月三十一日
琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

管物に関する事項

他の課の所掌に属しない事項

用度課 物資の購入及び保管、復

興、営繕及び給養に関する事項

刑務課 警備及び保安、作業の実

施並びに処遇に関する事項

作業課 作業の企画及び指導並び

に作業に関する施設及び物資の管

理に関する事項

教育課 職業教育、特殊教育及び

訓練並びにレクリエーションに関

する事項並びに分類に関する事項

医務課 医療、保健、衛生及び医

薬品に関する事項

2 各課に課長を置き、甲号職員又は

乙号職員をもつてこれに充てる。

3 課長は、上司の命を受けて課の事

務を掌理する。

第六條 法務局長は、事務の繁簡に應

じ、前條の課の分合を行うことができ

る。

第七條 所長は、この規則に定めるも

の、外、法務局長の認可を得て、必

要な執務細則を定めることができる

附 則

この規則は、一九五二年一月三日か

ら、これを適用する。

琉球臨時中央政府規則第十八號

小賣物價統計調査施行規則（一九五

一年七月二十八日規則第三號）の一部を

改正する規則を次の通り定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉秀平

小賣物價統計調査施行規則（一

九五一年七月二十八日臨時中央

政府規則第三號）の一部を改正

する規則

一、第一條を次の通り改める。

統計法（一九五一年立法第十三號）

第三條の規定に基づき、小賣物價統計

を作成するための調査（以下「物價

統計調査」という）の施行につい

ては、この規則の定めるところによ

る。

二、第三條を次の通り改める。

物價統計調査の開始及び調査期日は

次の通り定める。

一、調査の開始

沖繩群島 一九五一年六月二十一

日

二、調査の期日

物價統計調査は、行政主席が指定

する期日にこれを行う。

三、第四條第二項の中「行政主席統

計局長」とあるは、これを「行政主

席統計局長」と改める。

四、第七條の中「調査員」とあるは、

これを「調査官」と改める。以下「

調査員」とあるは、これを全條「調

査官」と改める。

五、第十條を削除する。

六、第十一條第四項中「および指導員

の指導」とあるはこれを削除する。

七、第十三條の中「隔週毎」とあるは

これを「調査期毎」と改める。

附 則

この規則は一九五二年四月一日から

之を施行する。

琉球臨時中央政府規則第十九號

消費者價格統計調査施行規則（一九五

一年七月二十八日規則第二號）の一部

を改正する規則を次の通り定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉秀平

消費者價格統計施行規則（一九五

一年七月二十八日規則第二號）の

一部を改正する規則

一、第一條を次の通り改める。

統計法（一九五一年立法第十三號）

第三條の規定に基づき、消費者價格統

計を作成するための調査（以下「價

格統計調査」という）の施行につい

ては、この規則の定めるところによ

る。

二、第三條第一項（調査の開始）中「

奄美、宮古、八重山の三群島一九五

一年八月一日」とあるは、これを削

除する。

三、第五條の中「奄美群島、宮古群島

八重山群島」とあるは、これを削除

する。

四、第六條の中「行政主席室統計局長

」とあるは、これを「行政主席統計

局長」と改める。

五、第十三條の中「調査員」とあるは

これを「調査官」と改める。以下「

調査員」とあるは、全條これを「調

査官」と改める。

附 則

この規則は、一九五二年四月一日より

施行する。

琉球臨時中央政府規則第二十號

労働力調査規則（一九五一年十二月二

十九日規則第九號）の一部を改正する

規則を次の通り定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉秀平

労働力調査規則（一九五一年十二

月二十九日規則第九號）の一部を

改正する規則

一、第四條の中「奄美群島、宮古群島

八重山群島」とあるは、これを削除

する。

二、第五條の中「前條の各地域地域

毎に」とあるは、これを「前條の地

域に」と改める。

三、第十條の中「調査員」とあるは、

これを「調査官」と改める。以下「

調査員」とあるは、全條これを「調

査官」と改める。

附 則

この規則は一九五二年四月一日より

施行する。

琉球臨時中央政府規則第二十一號

琉球臨時中央政府商工局設置法（一九

五二年立法第一號）に基づき商工支局組

織規則を次の通り定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比嘉秀平

第一條 琉球臨時中央政府商工局設置

法（一九五二年立法第一號）第十三

條の規定による支局の組織は、この

規則の定めるところによる。

第二條 商工支局の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称 位置 管轄区域

大島支局 名瀬市 奄美群島一円

宮古支局 平良市 宮古群島一円

八重山支局 石垣市 八重山群島一円

第三條 商工局に支局長の外、必要な職員をおく

支局長は、商工局長の指揮監督を受けて、当該商工支局の事務並びにその権限に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四條 商工支局においては、次の事務を分掌する。

一、輸入に関する事項

(一) 群島内輸入の統制管理の中の左の事項に関する事。

(イ) 群島内輸入手続上の諸申請の受理

(ロ) 群島内輸入許可不要及び外國為替の購入を伴はぬ輸入品の許可、但し二五、〇〇〇円を越ゆる商品、見本及び求償協定、加工契約に依るものを除く

(ハ) 商用渡航に関する申請の受付及びそれに要する外國の為替の割当。

(ニ) 群島内の輸入品の價格及び産地等の調査に関する事

(三) 群島内輸入業者の指導及び輸入に関する情報提供に関する事。

二、輸出に関する事項

(一) 群島内輸出許可及び証明に関する事

(二) 群島内の輸出品の品質、数量包装の監督に関する事。

(三) 群島内輸出計画資料の蒐集に関する事。

(四) 群島内民間輸出入業者の指導及び輸出に関する情報提供に関する事。

三、商工業に関する事項

(一) 群島内商工業に関する政策企画に関する事。

(二) 群島内商工業の協同組合に関する事。

(三) 群島内商工業の促進に関する事。

(四) 群島内外貨獲得事業に関する事。

(五) 特許權、商號商標及び其の他商業上の利益に関する事。

(六) 新規工業の調査研究に関する事。

(七) 群島内度量衡検定事務に関する事。

四、庶務に関する事項

(一) 機密に関する事。

(二) 支局割当豫算、決算及び会計に関する事。

(三) 支局長の官印及び局印の保管等に関する事。

(四) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

(五) 庁舎の営繕に関する事。

(六) 備品、消耗品に関する事。

(七) 其のその他課に属しない事項。

五、臨時業務に関する事項

(一) 商工局より送附するガリオア物資の受領の保管に関する事

(二) ガリオア物資の販賣又は引渡し並に代金回集に関する事。

(三) 賣掛金の回集に関する事。

(四) 販賣並びに回集代金の本局宛送金に関する事。

(五) 会計日報作成其の他報告に関する事。

第五條 この規則に定むるの外、商工局長は、執務細則を定めることが出来る。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

琉球臨時中央政府規則第二十二號

琉球臨時中央政府商工局設置法（一九五二年立法第一號）に基き駐日琉球貿易代表事務所組織規則を次のとおり定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席 比嘉秀平

駐日琉球貿易代表事務所組織規則

第一條 琉球臨時中央政府商工局設置法（一九五二年立法第一號）第十三條の規定による、駐日貿易代表事務所（以下、事務所という）の規則はこの規則の定めるところによる。

第二條 事務所を東京におく

事務所は商工局長の指揮監督を受けて当該事務所の事務並びにその権限に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第三條 事務所においては左の事務をつかさどる。

一、貿易に關し日本政府との非公式折衝に關する事項

二、貿易促進に關する事項

(イ) 琉球産物及び貿易業者、琉球の貿易手続琉球の市況に關する日本に於ける紹介及び情報提供に關する事。

(ロ) 日本産物及び貿易業者日本の貿易手続、日本の市況に關する琉球への紹介及び情報提供に關する事

(ハ) 貿易クレイム、解決、斡旋に關する事

(ニ) 其の他貿易促進上の諸問題解決の折衝に關する事。

(イ) 日本に於ける商工業、其の他諸経済問題の研究調査、並びに報告に關する事

(ロ) 貿易政策及び手続並びに關稅等の改變に關する調査並びに報告に關する事

四、庶務に關する事項

五、其の他本局の指示による事項

第四條 この規則に定むるもの、外、商工局長は執務細則を定めることが出来る。

附 則

この規則は公布の日から施行する、

琉球臨時中央政府規則第二十三號

琉球臨時中央政府商工局設置法（一九五二年立法第一號）に基き琉球度量衡検定所組織規則を次のとおり定める。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比 嘉 秀 平

琉球度量衡檢定所組織規則

第一條 琉球臨時中央政府商工局設置

法（一九五二年立法第一號）第十三條の規定による、琉球度量衡檢定所（以下檢定所という）の組織はこの規則の定めるところによる。

第二條 檢定所を那覇市に置く

所長は商工局長の指揮監督を受けて当該事務所の事務並びにその權限に屬する事務を掌理し所屬の職員を指揮監督する

第三條 檢定所においては左の事務をつかさどる

一、度量衡器及び計量器の檢定に関すること

二、度量衡器及び計量器の取締りに関すること

三、度量衡による計量取締りに関すること

四、檢定技術の試験研究等に関すること

五、度量衡器及び計量器の比較検査に関すること、

六、度量衡器及び計量器の輸入、販賣、製作、修理使用技術の指導に関すること

七、檢定料金の徴收並びに管理に関すること

八、度量衡及び計量に関する調査統計資料に関すること

九、度量衡の普及及び宣傳に関すること

こと

十、所内庶務に関すること

十一、其の他の度量衡に関すること

第四條 所長は必要があると認めるときは、商工局長の認可を得て、第二條第二項の職員の外に檢定業務の補助のため、臨時検査官を置くことができる。

第五條 この規則に定むるものの外、商工局長は執務細則を定めることができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

琉球臨時中央政府規則第二十四號

琉球臨時中央政府商工局設置法（一九五二年立法第一號）に基づき大島染織指導所組織規則を次のとおり定める

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比 嘉 秀 平

大島染織指導所組織規則

第一條 琉球臨時中央政府商工局設置法（一九五二年立法第一號）第十三條の規定による大島染織指導所（以下指導所と云う）の組織は、この規則の定めるところによる。

第二條 指導所を名瀬市に置く

指導所に所長外必要なる職員を置く所長は商工局長の指揮監督を受けて所管事務を掌理し、所屬職員を指揮監督する

第三條 指導所においては次の事務をつかさどる

一、染織に関する研究、指導、監督

に関すること

二、柄、意匠の研究、指導に関すること

三、機械の指導に関すること

四、原料糸の研究、指導に関すること

五、所内庶務に関すること

六、その他、本局の指示による事項

第四條 この規則に定むるものの外、商工局長は執務細則を定めることができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する

告 示

琉球臨時中央政府告示第十二號

一九五二年三月三十一日以降琉球森林法第二百二十二條の規定に依る代表者を次の通り指定する。

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比 嘉 秀 平

一、地区警察署長

二、地区駐在所勤務の警察官

三、市町村消防隊長

琉球臨時中央政府告示第十三號

輸入砂糖消費税法施行規則第一條の規定に基づき「旅客の携帯輸入する砂糖」の量の限度を次の通り定める

一九五二年三月三十一日

琉球臨時中央政府行政主席

比 嘉 秀 平

旅客の携帯輸入する砂糖の量の限度
旅客一人につき 砂糖五斤

琉球列島米國民政府布令第四十六號

改正第一號（一九五二年三月二十四日）

傳染病の取締について

一、一九五一年六月三十日附民政府布令第四十六號を次の通り改正する。

(1) 本布令の第二章及第三章に「群島」とあるは之を削除する。

(2) 本布令の第六章に「各群島政府が各厚生部長を通じて」とあるはすべて之を「厚生局が」と改める。

(3) 本布令の第六章に「群島知事若しくは」とあるは之を削除する

副長官の命に依り

民 政 官

米國陸軍准將

ゼイムス・エム・ルウイス

琉球列島米國民政府布令第三十五號

改正第一號（一九五二年三月二十四日）

看護婦養成学校法

一、一九五一年一月十九日附民政府布令第三十五號は茲に之を次の通り改正する。

(1) 本布令の第二條に「各群島政府」「群島知事」「知事」とあるはすべて之を「行政主席」と改める

(2) 本布令の第二條第一項C号に「資格審査に合格した（同群島所在）の学校」とあるは「資格審査に合

格した（琉球列島所在の）学校」と改める。

二、以上の通り改正するも琉球看護婦養成学校資格審査委員会の現任委員は主務当局に依り罷免されない限り留任するものとし本布令の改正前に本布令に依つてとられた行政措置はすべて主務当局に依り廃止されない限り引続き有効とする。

三、この改正布令は一九五二年四月一日から之を施行する。

副長官の命に依り

民政官

米國陸軍准將

ゼイムス・エム・ルウイス

琉球列島米國民政府布令第三十四号

改正第一号（一九五二年三月二十四日）

病院及び診療所

一、一九五一年一月十九日附民政府布令第三十四号は茲に之を次の通り改める。

(1) 本布令は第二條に「各群島知事」

「群島知事」「所管群島知事」

「当該群島知事」とあるはすべて之を「行政主席」と改める。

(2) 本布令の第二條第一項(ハ)號に、

検査に合格せる同群島所在の「病院及び診療所」とあるは検査に合格せる琉球列島所在の病院及び診療所と改める。

二、以上の通り改正するも琉球列島病院、診療所資格審査委員会の現任委員は主務当局に依り罷免されない限り

り引続き留任するものとし本布令の改正前に本布令に依つてとられた行政措置はすべて主務当局に依り廃止されない限り引続き有効とする。

三、この改正布令は一九五二年四月一日から之を施行する。

副長官の命に依り

民政官

米國陸軍准將

ゼイムス・エム・ルウイス

琉球列島米國民政府布令第五十五號

改正第一號（一九五二年三月二十八日）

琉球列島鑛山試掘及び採掘權

一、一九五一年十一月二十六日附民政府布令第五十五號第一項C號を次の通り改める。

(一) さきに鑛山採掘權を取上げられた者にして一九五二年六月三十日までその解除方を申請しない場合は之を放棄したものと思ふ

(二) 占領前の鑛山採掘權所有者が一

九五二年七月一日以後その返還方を申し出たときは之を当人に返還する。但し一九五二年六月三十日

までに琉球財産管理課からこの鑛山採掘權を含む鑛山採掘權を新たに発給されていないときに限る

二、公布の第二項d號を次の通り改める。

d 鑛山の試掘權は発給の日から同ふ一ヶ年有効とし琉球財産管理課は自由裁量を以て任意に鑛山の

区域を拡張し、期限を延長し又は試掘權の更新を行うことが出来る

三、この改正布令は（一九五二年三月二十八日）から之を施行する。

民政官

米國陸軍准將

ゼイムス・エム・ルウイス

辞 令

甲號職 久見 良順

法務局民事課長を命ずる

一九五二年一月三日

神村孝太郎

工務局長に任命する

一九五二年一月二十三日

嘉陽 安春

總務局長に任命する

一九五二年二月十五日

甲號職 稻嶺 成珍

總務局行政課長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 比嘉 準榮

總務局勞務課長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 岡 よし充

商工局輸出課長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 豊田 稔

運輸局海運課長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 本村 朝宣

財政局管財課長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 安次富長昌

厚生局民政課長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 島田 文雄

總務局庶務課長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 中江 忠

運輸局奄美支局長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 中程 長宗

運輸局八重山支局長を命ずる

一九五二年三月一日

甲號職 下地 明高

工務局工務課長を命ずる

一九五二年三月七日

甲號職 高良 憲松

運輸局陸運課長を命ずる

一九五二年三月十六日

甲號職 豊平 良顯

平田 清祐

照屋 秀

天野 鍛助

田畑 守雄

竹田 房徳

砂川 惠敷

與那原孫佑

中央教育委員に任命する

一九五二年三月三十一日

甲號職 堀川 政吉

商工局宮古支局長を命ずる

一九五二年三月三十一日

甲號職 浦崎永八郎

商工局八重山支局長を命ずる

一九五二年三月三十一日

甲號職 國場 幸憲
願に依り本職を免ずる

一九五二年三月三十一日
仲村 兼信

警察局長に任命する

一九五二年三月三十一日
甲號職 奥平 恵司

運輸局宮古支局長を命ずる

一九五二年三月三十一日
商工局長 宮里 辰彦

願に依り本職を免ずる

一九五二年三月三十一日
瀬長 浩

商工局長に任命する

一九五二年三月三十一日
甲號職 真喜屋恵義

商工局庶務課長を命ずる

一九五二年三月三十一日
甲號職 金城 清輝

商工局輸入課長を命ずる

一九五二年三月三十一日
甲號職 原口 住治

商工局大島支局長を命ずる

一九五二年三月三十一日

発行所

行政主席官房文書課

〔ひかり印刷所〕一印行